

明るい米子

2006年9月
日本共産党米子市議会議員団 / 発行
米子市両三柳 811 電話 24 - 4811

改選後初の定例会

改選後初の七月定例会米子市議会は二十日から八月八日までの二十日間の日程で開かれました。主な議案・陳情の特徴点、岡村英治、松本松子両議員の一般質問の概要などをご紹介します。

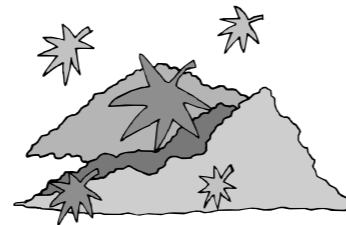
イズミ出店反対陳情 15対14で採択

二年ほど前、米子市上福原の農地に、売り場面積5万平方メートルを有する大型スーパー・イズミの進出計画が持ち上がりました。その直後から、米子商工会議所や民主商工会など経済団体から「地元商店や流通業者に多大な影響をもたらす」などとして、郊外への大型店の出店に反対してほしいという陳情が出されてきました。

七月定例会に、市内の七団体から反対陳情が再度提出され、審査した産業経済委員会(安田篤委員長、七人)では、賛否が3対3に分れ、「競争原理が必要」との委員長採決で、陳情はいったんは不採択となりました。

「コンパクトなまちが時代の流れ」の主張通る

しかし、議会最終日の本会議では「不採択」という委員長報告に対して、岡村英治議員を含め三議員が「さらなる大型店の出店は地元経済に大打撃となり、身近な買い物もできなくなる」「市街地の空洞化を招き、コンパクトなまちづくりをという時代の流れに逆行する」などとして、「採択」するよう求める討論をおこない、15対14の僅差で陳情は採択されました。



米子市介護保険条例の「改正」

年金収入は物価スライドで減っているのに、年金控除の縮小や125万円以下の非課税措置の廃止によって、多くの高齢者が非課税から課税対象にされました。介護保険料の第2段階から第5段階にあがった人は2万5,800円から7万1,500円と4万6,000円も値上げされました。

市には保険料を低く抑えるため、一般会計からの繰り入れなどにより従来の保険料に戻すなどの減免を充実させることを求めます。また、現行制度で可能な各種控除の周知についても十分に行なうことが必要です。

激変を緩和する制度に反対するものではありませんが、高齢者にとっては、限度を超えた負担増であり、容認できません。

平成18年度から平成20年度までの介護保険料

保険料段階	対象者	料率	保険料年額			
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	
第1段階	生活保護受給者か老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税	基準額×0.45	25,800	25,800	25,800	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.45	25,800	25,800	25,800	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1・第2段階に該当しない	基準額×0.70	40,000	40,000	40,000	
第4段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税	基準額	57,200	57,200	57,200	
			ただし、住民税改正がなければ「第1段階」「第2段階」に該当	36,600		46,900
第5段階	住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	71,500	71,500	71,500	
			ただし、住民税改正がなければ「第1段階」「第2段階」に該当	41,200		56,600
			ただし、住民税改正がなければ「第3段階」に該当	50,900		61,200
			ただし、住民税改正がなければ「第4段階」に該当	61,800		66,300
第6段階	住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満	基準額×1.55	88,600	88,600	88,600	
第7段階	住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上	基準額×1.65	94,300	94,300	94,300	

斜体字は、税制改正に伴う激変緩和措置

議案・陳情に対する議員の態度

会派	議員	イズミ	牛肉	教基法	犯罪
新風	岩崎 康朗		×	×	
	竹内 英二		×	×	
	谷本 栄		×	×	
	中田 利幸		×	×	
	中村 昌哲		×	×	
	野坂 道明		×	×	
	松田 正		×	×	
	吉岡 知己	議長	議長	議長	議長
	渡辺 穰爾		×	×	
未来	渡辺 照夫	×	×	×	
	伊藤ひろえ				×
	内田 隆嗣	×		×	×
	門脇 邦子				×
	中川 健作				×
	森 雅幹	×			×
新政会	八幡 美博	×			×
	尾沢 三夫	×	×	×	
	藤尾 信之		×	×	
	松井 義夫	×	×	×	
	矢倉 強	×	×	×	
公明党	山形 周弘		×	×	
	笠谷 悦子	×	×	×	
	原 紀子	×	×	×	
	安木 達哉	×	×	×	
共産党	安田 篤	×	×	×	
	岡村 英治 松本 松子				×
明正会	中本 実夫	×	×	×	
一院ク	遠藤 通	×			
誠心	宮田 誠	×	×	×	

(○)は議案・陳情に賛成、×は反対

議案・陳情の特徴点

犯罪 「米子市犯罪のないまちづくり推進条例」=警察主導で“安心・安全”を口実に、地域住民同士による相互監視社会をつくらうとする条例

教基法 陳情「教育基本法改正に関する意見書の提出」=「愛国心」などの徳目を押しつけ、教育に対する国家統制を強めようとする教基法“改正”については国民的な議論、国会での慎重な審議を求めるという陳情

牛肉 陳情「アメリカ産牛肉の輸入を再開しないよう国に対して意見書提出を求める」=食の安全の確保をはかる立場から、日本と同様の対策を実施するまでアメリカ産牛肉の再開をしないでほしいという陳情

イズミ 陳情「株式会社イズミの郊外型大規模小売店舗出店反対」(米子商工会議所)など7団体から出された陳情=まちづくりに悪影響を及ぼす郊外への大型店の出店に反対してほしいという陳情

許すな！お年寄りの負担増



岡村英治議員 一般質問

市独自の軽減策を

昨年からの年金世帯などの高齢者の所得税が増税され、今年度からは住民税が増税となりました。自民・公明の政府与党が年金増税の法案を強行したためです。ことし六月、住民税の納税通知が送付されると、「税額が九倍にも跳ね上がった。間違いではないか」など苦情が市役所窓口に殺到しました。

六十五歳以上の納税者を見ると、年間の市民税納税額は7880万円の増加が見込まれており、非課税だった方が今年度から新たに課税対象となったのは3950人にも上ることが分りました。

非課税世帯だった場合受けられた布団丸洗い乾燥や紙おむつなど介護用品購入のためのクーポン（最高7

万5000円分）支給など福祉サービスが、課税世帯に変わることを受けられなくなる恐れもあります。

負担増の凍結求めよ

岡村英治議員は「お年寄りの生存権を脅かす今回の負担増と今後の増税に対し、見直しを図り、凍結するよう政府に求めよ」と市長の姿勢をただしました。野坂市長は「裕福な高齢者とそうでない高齢者との間、高齢者と現役世代との間に不公平が生じており、能力に応じて公平に負担を分かち合うための税制改正だ」と、実態を無視した答弁に終始しました。

今後、生活を守っていく上で、介護保険料の減免など市独自の負担軽減策の実施を求めていく取り組みが重要になっています。

岡村議員はこの他、お年寄りのバスの無料券復活を、保育園の民営化反対 などの問題について質問しました。

すべての中学校で完全給食を



松本松子議員 一般質問

全市で中学校給食を

問 中学時代は人生の最大の発育期であり、最も多く食べる時です。この時期に安全でおいしく、栄養バランスのとれた給食を仲良く食べられるようにし、子どもの発達権、教育を受ける権利、幸せに生きる権利を保障することは、今、学校のかかえる問題を解決する上でも大切なことです。全市での中学校給食の早期実現の重要性を主張します。

市は現在の学校給食の調理を民間にしようとしていますが、業者は必ず利益を生み出さねばなりません。安全、新鮮な地元産など保障されないのが実態であり、

やがて給食費も高くなってしまったという事例もあり

ます。民間委託ではなく、自校直営方式による中学校給食を求めます。

淀江での乳児検診を

問 淀江で行なってきた乳児検診を19年度から「ふれあいの里」で行なうことになっていますが、淀江地域の子育ての方たちから「遠くて大変。これまで通り、淀江で受けさせて欲しい」という声をたくさん聞いています。要望にそった支援をすべきではありませんか。

協定書を作るに当たって、総て住民が同意して作ったものではありません。合併協議で発言できたのは、両首長と協議会の委員です。努力の上にも努力して支所で受けられるように要望します。

その他、介護保険、国民健康保険、公園管理についても質問しました。

議案に対する私たちの態度

犯罪のないまちづくり推進条例 イヤです！住民同士を監視する社会 共産党は反対

マスコミなどを通じて流されている「異常犯罪」報道などで漠然と国民が抱いている不安感を口実に、警察主導で「生活安全条例」といわれる条例作りが全国の各自治体でおこなわれています。

住民相互に監視の目を光らせることを狙っています。「防犯」活動に協力しないものを「異端者」「不審者」扱いするような社会になりかねません。

防犯の強化をというのであれば、警備・公安に偏重した警察行政を改めるべきです。さらに根本的には、社会の不安

要因を作り出している貧困や格差社会を

解消していくこと、子どもたちを異常な状態に追いやっている競争・管理主義の教育を改めることこそ、行政が第一に取り組むべきことです。

米子市営葬儀条例を廃止する条例

市営葬儀の第1条には、「市が低廉な

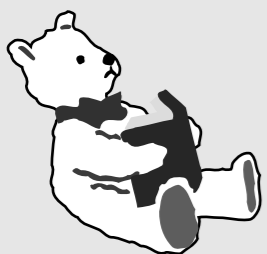
費用で葬儀を請負、市民の利用に供することにより、市民生活の向上に資することを目的とする」第10条「市長は特別な理由があると認めるときは、使用料を減

免し又は免除することができる」とあり

廃止後は住民税非課税者への助成もH22年3月までです。これまでの10年間、

人件費を除いた事業費と事業収入を比べてみると、事業収入が多くあり、決して赤字とはいえません。

低所得者にとって、低額で葬儀ができる市営葬儀の存続は必要であり、廃止には反対です。



市議団のホームページ
もご覧ください

岡村英治議員ブログ
松本松子議員ブログ

<http://jcpy.sakura.ne.jp/o/>
<http://jcpy.sakura.ne.jp/m/>